

公営企業経営室関係資料

資料2-1	水道事業における老朽化対策について	P1
資料2-2	水道事業における広域化の推進について	P10
資料2-3	総務省「上下水道の経営基盤強化に関する研究会」について	P14
資料2-4	水道事業におけるPFOS・PFOA対策について	P15
資料2-5	交通事業債（経営改善推進事業）について	P16

水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充

- 水道管路耐震化事業について、緊急性や社会的影響等を勘案した重点的な耐震化を推進するため、**大規模管路等の耐震化事業に対する地方財政措置を拡充するとともに、令和12年度まで延長**

【対象事業者】 当該年度前5年度内に経営戦略を策定又は改定している末端給水事業者・用水供給事業者

【対象経費】 対象事業者が実施する水道管路の耐震化※に要する経費

※ 対象となる管種は、国庫補助(水道管路緊急改善事業、水道管路強靭化推進事業又は重要水道管路更新事業)で対象とされている管種

【地方財政措置の概要】 <国庫補助事業及び地方単独事業が対象>

- 基準管路耐震化事業費(以下の①又は②のいずれか低い方)に上積みして実施する事業費(上積事業費)の1/4(一般対策分)、又は1/2(特別対策分)を限度として、一般会計からの出資の対象とする。

①令和2~4年度の平均管路耐震化事業費

②有収水量1m³当たり標準事業費(52円)に当該団体の令和2~4年度の平均有収水量を乗じて得た事業費

※用水供給事業者については、①を基準管路耐震化事業費とする。

<特別対策分の対象要件>

前々年度における家庭用料金(13mm・20m³)が全国平均以上かつ、有収水量1m³当たり資本費が全国平均以上

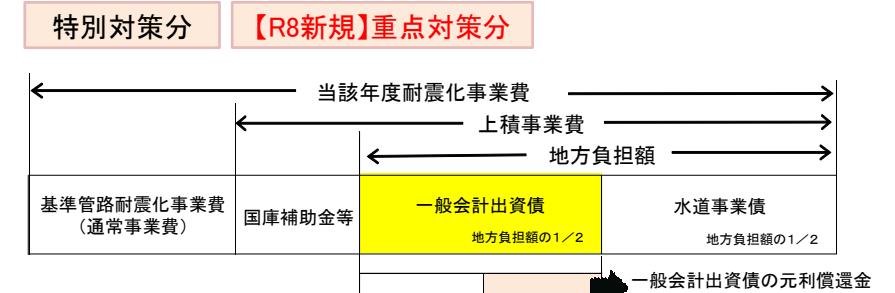
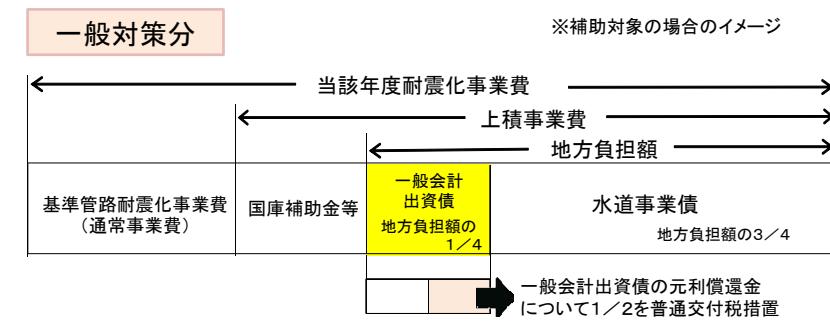
- **事故発生時に社会的影響が大きい水道管路の耐震化事業については、一般対策分又は特別対策分と分けて上積事業費を積算(基準管路耐震化事業費は上記①により積算)し、その1/2を限度として、一般会計からの出資の対象とする(重点対策分)。**

<事故発生時に社会的影響が大きい管路>

多数の地域住民に重大な影響を及ぼす管路として、口径800mm以上の管路、緊急輸送道路・重要物流道路・軌道・河川・海・湖の下に埋設またはこれらを横断している管路

- 当該一般会計出資のための起債の元利償還金について、普通交付税による措置(1/2)を講ずる。

【事業期間】 令和8年度～**令和12年度**



水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の拡充

«上積事業費算出イメージ(一般対策分対象団体で重点対策分対象管路の耐震化を実施する団体の場合)»

項目	耐震化事業費 A	重点対策分対象管路					重点対策分 対象外 管路 (A-B)
		ア 口径800mm 以上	イ 緊急輸送道 路、重要物流の 下・横断	ウ 軌道の下・ 横断	エ 河川の下・ 横断	オ 海、湖の 下・横断	
R8耐震化事業費 I	700	90		40	30		160 540
R8基準耐震化事業費 II (R2～4平均事業費)	500	60		10	20		90 410
R2耐震化事業費	500	60		20	20		100 400
R3耐震化事業費	600	80			20		100 500
R4耐震化事業費	400	40		10	20		70 330
R8上積事業費 I - II	200	30		30	10		70 130
一般会計出資対象額						35 33	

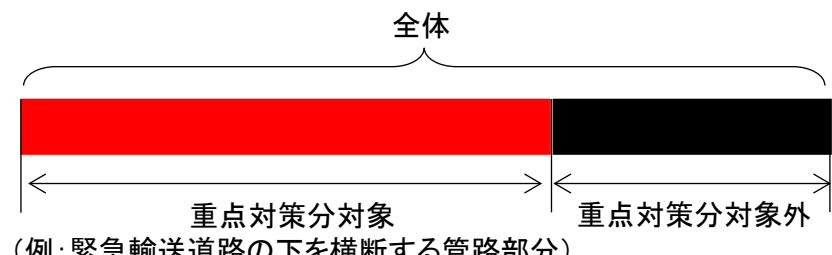
- ・ア～オの区分ごとに上積事業費を積算(当該年度に実施しない区分についてはR2～R4の耐震化事業費は積算不要)
- ・国庫補助金やその他特定財源を活用する場合は、ア～オの区分ごとに基準耐震化事業費と上積事業費で按分して充当。

- ・重点対策分対象管路については、上積事業費の1/2(上記の場合35)が一般会計出資債の対象。
- ・重点対策分対象外の管路については、上積事業費の1/4(上記の場合33)が一般会計出資債の対象。

※重点対策分の対象事業費について

・重点対策分の対象となる管路の耐震化事業費については、合理的な積算方法(例:対象の管路から最も近い継手の間の事業費で積算、全体事業費を重点対策分対象管路の延長で按分等)により重点対策分対象分と対象外分の事業費(財源)を按分すること。

ただし、比較対象となるR8耐震化事業費分とR2～R4平均事業費分の積算は同一の按分方法によること。



水道管路耐震化事業に係る地方財政措置の見直しについて

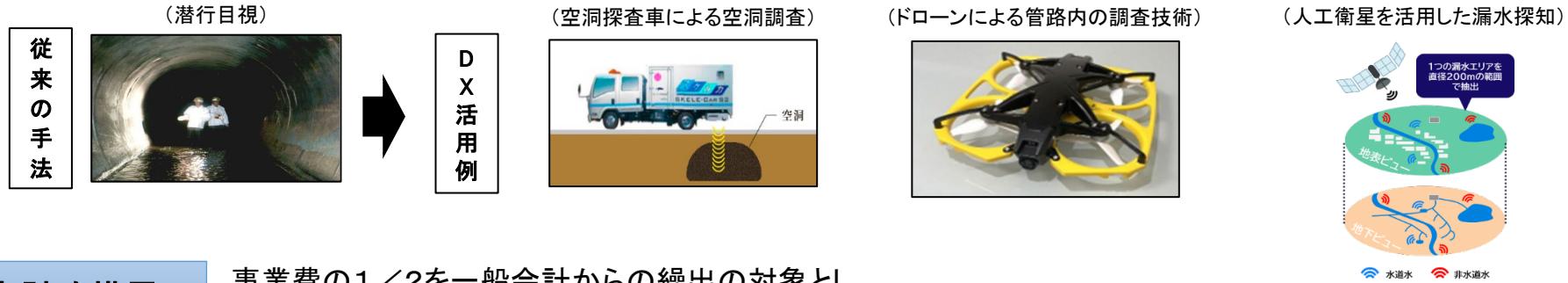
	現行	見直し後
措置期間	令和6年度～令和10年度	令和6年度～令和12年度
対象事業者	前年度末時点で経営戦略を策定している末端給水事業者・用水供給事業者	当該年度前5年度内に経営戦略を策定又は改定している末端給水事業者・用水供給事業者
上積事業費の算出方法	<p>【算出の基礎：管路耐震化事業費】</p> <p>①令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費</p> <p>②有収水量1m³当たり標準事業費（52円）に当該団体の有収水量を乗じて得た額のいずれか低い方を基準とする</p> <p>※令和7年度に限り、令和6年度の算出方法により算出することも可</p>	<p>【算出の基礎：管路耐震化事業費】</p> <p>①令和2～4年度の当該団体の平均管路耐震化事業費</p> <p>②有収水量1m³当たり標準事業費（52円）に当該団体の有収水量を乗じて得た額のいずれか低い方※を基準とする</p> <p>※重点対策分（仮称）に係る耐震化事業を実施する団体又は用水供給事業者は①を基準とする</p>
特別対策分の対象要件	前々年度における家庭用料金が全国平均以上であり、有収水量1m ³ 当たり資本費が全国平均以上の団体 ※令和7年度に限り、令和6年度の対象要件を満たす団体も対象	前々年度における家庭用料金が全国平均以上であり、有収水量1m ³ 当たり資本費が全国平均以上の団体
重点対策分（仮称）	――	<p>【対象管路】</p> <p>口径800mm以上の管路、緊急輸送道路・重要物流道路・軌道・河川・海・湖の下に埋設またはこれらを横断している管路</p> <p>【地方財政措置】</p> <p>上積事業費の1/2を一般会計出資債の対象とし、元利償還金の1/2を普通交付税措置</p>

DX技術を活用した上下水管路の点検・調査の推進

上下水道事業に従事する職員数が減少する中、管路に係る老朽化対策を適切に進めていくためには、デジタル等新技術を活用した点検・調査の高度化及び効率化の取組が必要であり、DX技術を活用した点検・調査に要する経費に対して特別交付税措置を講ずる。

1. 対象経費

- 上下水管路施設に係るDX技術を活用した点検・調査の外部委託に要する経費
- DX技術について、国土交通省がR7.3に公表した「上下水道DX技術カタログ」に掲載された技術が対象 ※相当するものを含む

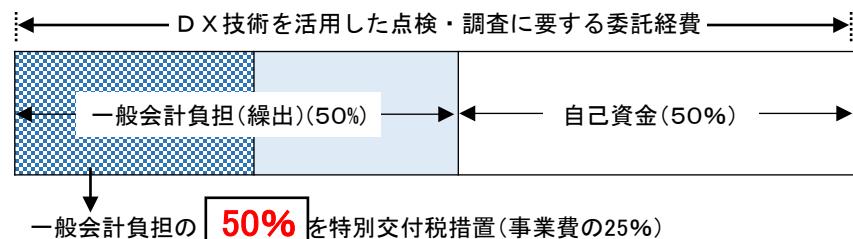


2. 地方財政措置

事業費の1／2を一般会計からの繰出の対象とし、
実繰出額の50%を交付税措置

- ※ 地方単独事業で実施する経費が対象
- ※ 繰出基準については別途通知予定

【地方財政措置イメージ】



3. 事業期間

R8～R9

【参考】メンテナンスDX技術の全国での標準装備完了

「第1次国土強靭化実施中期計画(R7.6.6閣議決定)」

- 水道事業者(全国約1,400事業者)のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術(人工衛星やAIを活用した漏水検知手法等)を導入している事業者の割合
34%【R6】→ 100%【R9】
- 下水道事業を実施している地方公共団体(全国約1,500団体)のうち、メンテナンスに関する上下水道DX技術(ドローンによる下水管路内調査手法等)を導入している団体の割合
21%【R6】→ 100%【R9】

DX技術を活用した上下水管路の点検・調査の推進

対象となる技術のイメージは以下のとおり(「上下水道DX技術カタログ」より抜粋)

※ 主として水管路の点検・調査に用いるDX技術が対象

- ・衛星画像解析と情報共有基盤を利用した漏水調査の高度化
- ・衛星画像データとAIによる水管路の漏水検知技術
- ・ドローンによる水道添架管路及び水管橋の点検調査技術
- ・人工衛星画像解析による広域漏水検知技術(「アステラ・リカバー」)
- ・Corro-Sensing (AIによる水管橋劣化診断システム)
- ・水管橋ドローン点検
- ・ドローンを活用した水管橋の効率的な点検について
- ・遠隔水圧・流量監視システム DLC
- ・IoT遠隔漏水監視システム リークネットセルラー LNL-C
- ・ハンディターミナルと連携した検針時の効率的な漏水調査技術
- ・スクリーニング技術(音聴調査)におけるAIを活用した漏水検知精度及び発見効率を高めるDX技術
- ・水道添架管路及び単独水管橋におけるドローン撮影技術
- ・人工衛星を用いた上水道管の漏水調査技術(mizuiro)
- ・陥没事故のリスク低減のための地下レーダ探査技術
- ・車載型路面下空洞調査システム「ロードビジュアライザー」
- ・「微動アレイ探査」による地盤の緩み領域の把握
- ・「高精度表面波探査」による地盤の緩み領域の把握
- ・[流量計測] 配管の外から設置するクランプオン式流量計(流量センサ)
- ・上下水管周辺の道路陥没を予防する路面下空洞調査技術
- ・宇宙ビッグデータを用いた独自のAI管路診断技術をベースとした水道DXソリューション群

※デジタル活用推進事業債及び公営企業デジタル活用推進事業債の対象となる経費は対象外

水道事業における防災対策等について（相互連絡管整備等、基幹水道構造物耐震化）

【地方財政措置の概要】 <国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象>

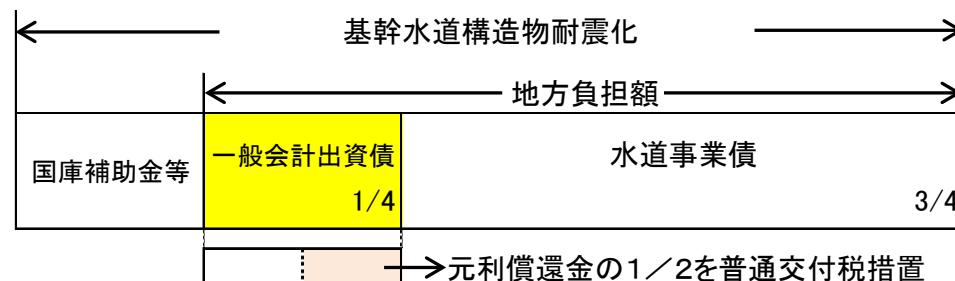
相互連絡管整備等(H7～)

送・配水管の相互連絡管等の整備事業、配水池能力の増強事業、緊急遮断弁の整備事業、応急給水槽の整備事業及び自家発電設備の整備事業（更新・改築事業を除く。）



基幹水道構造物耐震化(H21～)

浄水場、配水池等の基幹水道構造物の耐震化事業（更新・改築事業を対象。ただし、耐用年数経過施設の更新・改築事業は除く。）



水道事業における防災対策等について（土砂災害対策・浸水災害対策）

【地方財政措置の概要】<国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象>

住民生活に不可欠なライフラインである水道施設の土砂災害・浸水災害対策をより一層推進するため、土砂災害・浸水災害対策に必要な施設の整備に要する経費の一部に対して地方財政措置を講じるもの。

【対象事業】

○土砂災害対策

土砂災害警戒区域における土砂流入防止壁その他土砂災害対策に必要な施設の整備事業(更新・改築事業を除く。)



土砂流入防止壁のイメージ

○浸水災害対策

津波浸水想定区域、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域等における防水扉、止水堰その他浸水災害対策に必要な施設の整備事業(更新・改築事業を除く。)



浸水災害対策のイメージ

【スキーム】

(国庫補助事業)

地方負担額	
一般会計出資債	水道事業債
1/2	1/2

→ 元利償還金の1／2を普通交付税措置

(地方単独事業)

地方負担額	
一般会計出資債	水道事業債
1/2	1/2

→ 元利償還金の1／2を普通交付税措置

水道事業における防災対策等について（水質安全対策）

【地方財政措置の概要】<国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象>

公共用水域の汚濁に起因し、人の健康に障害を与えるおそれのある物質や、病原性原虫による汚染等に対応するため、水質安全対策について、地方財政措置を講じる。

【対象事業】

公共用水域の汚濁に起因する物質等を除去するために行う浄水場等の施設整備事業のうち次のいずれかの要件を満たすものに係る事業

- (a) 水源水質について、トリハロメタン、有機フッ素化合物(PFOS又はPFOAに限る。)等人の健康に障害を与えるおそれのある物質の濃度が、人の健康を保持するのに必要なレベルを超えており、又は超えるおそれがあること。
- (b) クリプトスボリジウム等の病原性原虫による汚染に対処するためのろ過施設又は紫外線処理施設を整備する場合において、水源水質中に大腸菌、嫌気性芽胞菌若しくはクリプトスボリジウム等が検出されたことがあること又は取水施設の上流等に糞便の処理施設等(し尿処理施設、下水の処理施設又は家畜糞尿の処理・貯留施設)が存在し、それらが検出されるおそれがあること。

ただし、地表水の水を原水とする浄水場において紫外線処理施設のみを整備する場合にあっては、ろ過施設(急速ろ過、緩速ろ過、膜ろ過等)を備えていること。

【スキーム】



公営企業債（防災対策事業）について

1. 対象事業

(1) 病院事業

対象医療機関※1が災害時における救急医療の提供のために必要な施設整備として行う事業のうち、通常の診療に必要な施設を上回る下記の施設の整備(建物の新築、増改築等にあわせて行う場合を含む。)

- ア 耐震化を必要とする医療機関として必要となる既存建物に対する補強工事(給排水管の耐震性能の確保工事を含む。)
- イ 備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート、免震装置等の設置(これらの設備の嵩上げ・上層階への移設を含む。)
- ウ 外壁の補強、防護壁の設置その他土砂による災害の防止に必要な施設整備

※1 対象医療機関

- ・災害拠点病院 　・災害拠点精神科病院
- ・地震防災対策特別措置法に基づく「地震防災緊急事業5箇年計画」に定められた耐震化を必要とする医療施設
- ・土砂災害危険箇所に所在する医療施設 　・救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等

(2) 水道事業

応急給水のための設備(給水車、防災用井戸、可搬式浄水設備)の整備※2

※2 機能向上を伴わない更新・改築事業を除く



給水車

2. 事業期間

給排水管の耐震性能の確保工事及び応急給水のための設備の整備は、令和10年度まで

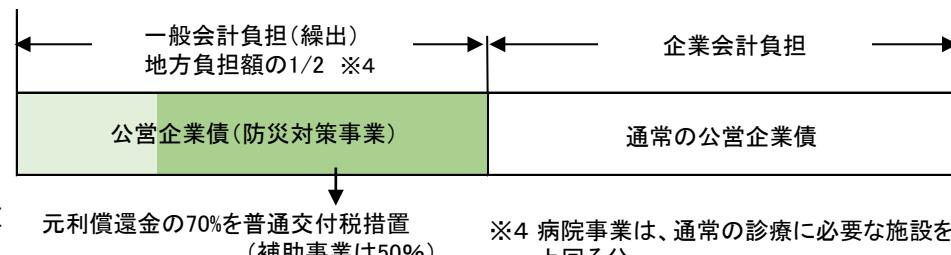
3. 地方財政措置

病院事業については通常の診療に必要な施設を上回る分、

水道事業については地方負担額の1／2に、

「公営企業債（防災対策事業）」を充当した上で、元利償還金の全額を

一般会計繰出の対象とし、その元利償還金の70%※3を普通交付税措置（残余については、通常の公営企業債を充当）



※3 国庫補助事業にあっては50%

＜広域化の推進の背景・効果＞

- 人口減少等に伴う料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増す中で、水道事業の持続的な経営の確保が求められている。
- 複数の市町村が区域を越え、連携又は一体的に事業に取り組む広域化については、スケールメリットによる経費削減や組織体制の強化等の幅広い効果が期待できるため、積極的に推進
- 広域化の中でも、経営統合は、経営主体が単一となり、施設の統廃合や人員、財源等の経営資源を一元的に管理するため、給水原価の削減、専門人材の確保等、経営基盤を強化する効果。一方、地理的要因等により経営統合の実現が困難な地域においても、施設の共同設置や共同利用等により、更新費用や維持管理費用の削減等の効果



＜「水道広域化推進プラン」の策定＞（厚労省（当時。現在は国交省）と連携）

- 平成31年1月に、「「水道広域化推進プラン」の策定について」を発出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定することを要請し、令和5年度までに全ての都道府県で策定済み。

＜地方財政措置＞

- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費について、1/2を一般会計出資債の対象とし、その元利償還金の60%を普通交付税措置（令和元年度から単独事業を対象に追加するとともに、交付税措置率を50%→60%に拡充）



- 広域化の検討は、開始から実現までに一定の時間を要することから、今後は検討の加速化が必要であり、まずは、都道府県のリーダーシップの下、水道事業体が参画する協議体等において、「水道広域化推進プラン」を踏まえた施設の最適配置等の具体化について検討していくことが重要。
- また、「水道広域化推進プラン」は最終的に水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画である「水道基盤強化計画」に引き継がれることを想定して策定されたものであることから、今後は「水道基盤強化計画」の策定を進める必要。
- 上記の取組を後押しするため、都道府県が実施する施設の最適配置等の具体化に係る検討や、「水道基盤強化計画」策定等に要する経費について、普通交付税措置を講じるとともに、施設の最適配置等の具体化について検討を行う協議体等を支援するため、総務省と地方公共団体金融機関との共同事業として新たにモデル事業を実施する予定。
- 広域化に伴い必要となる施設整備やシステム共同化等に要する経費について、R8以降の単独事業は「水道基盤強化計画」に基づくものを対象に地方財政措置を講じる（R12までは「水道広域化推進プラン」も可）。

水道事業における広域化の推進について②

水道事業における広域化の更なる推進等について 抄

(令和5年4月25日付け総務省自治財政局公営企業経営室、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課水道計画指導室通知)

1 プランに基づく取組の推進

水道法第2条の2第2項において、**都道府県は**、その区域内における市町村の区域を超えた広域的な水道事業者等間の連携等の推進その他の水道の基盤の強化に関する施策を策定するとともに、これを実施するよう努めなければならないとされている。

このことを踏まえると、都道府県は、**プランに基づく取組を推進する役割を担うもの**であることから、水道事業者等である市町村等の間の協議に当たって、プラン策定に際して構築した広域化に関する検討体制を活用するなど、**調整機能を発揮することが求められること**。その際、プラン策定に引き続き、市町村財政担当課や水道行政担当課、水道事業等を経営している企業局等の関係部局が参加する一元的な体制を継続することが望ましいこと。

水道事業者等である市町村等は、都道府県とともに、プランを踏まえて水道事業等の**広域化に係る検討を行い、これを踏まえたアセットマネジメントに取り組む**とともに、**検討結果を令和7年度までの経営戦略の改定の際に反映していただきたい**こと。

2 プランの充実等

都道府県においては、当該地域の経営条件の変化や広域化に関する具体的な取組の進捗状況等も踏まえつつ、**更なる広域化の取組が考えられないか検討いただきたい**こと。その際、プランの策定時と同様、**広域化の効果をシミュレーションし、比較検討することが重要**であること。その上で、検討の結果を踏まえ、**適宜プランを改定又は水道基盤強化計画の策定を検討いただきたい**こと。プランを策定又は改定した場合にはそれを公表し、積極的に住民に周知を図り、都道府県及び市町村等の議会へ説明するとともに、遅滞なく総務省及び厚生労働省に報告いただきたいこと。

水道事業者等である市町村等は、更なる広域化の取組に関する**都道府県の検討等に引き続き御協力いただきたい**こと。

また、都道府県水道ビジョンを未策定の都道府県においては、プランを策定した後、「都道府県水道ビジョン作成の手引き」の広域化に関する記載事項を参考としつつ広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンを策定することも検討していただきたいこと。

なお、総務省及び厚生労働省においては、各都道府県における取組状況を把握するための調査を行い、調査結果の公表や、都道府県に対する情報提供を予定していること。

水道広域化に関する事業に係る地方財政措置 【上水】

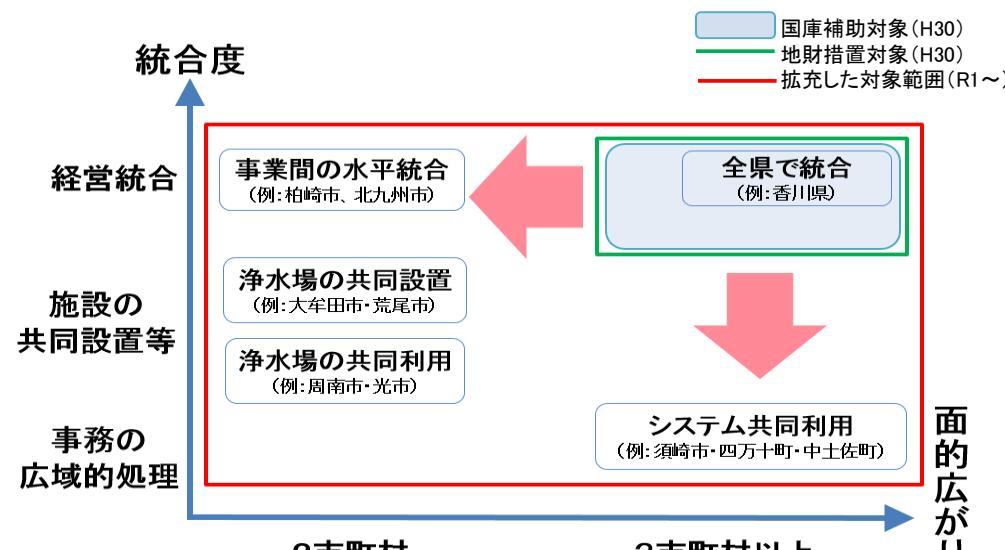
【地方財政措置の概要】<国庫補助対象事業及び地方単独事業が対象>

多様な広域化を推進するため、国庫補助対象事業及び都道府県の策定する「水道基盤強化計画」(令和12年度までは「水道広域化推進プラン」でも可)に基づき実施される連絡管等の整備、集中監視施設の整備、統合浄水場等の整備及びシステムの統合等、広域化に伴い必要となる地方単独事業に要する経費の一部に対して地方財政措置を講ずるもの。

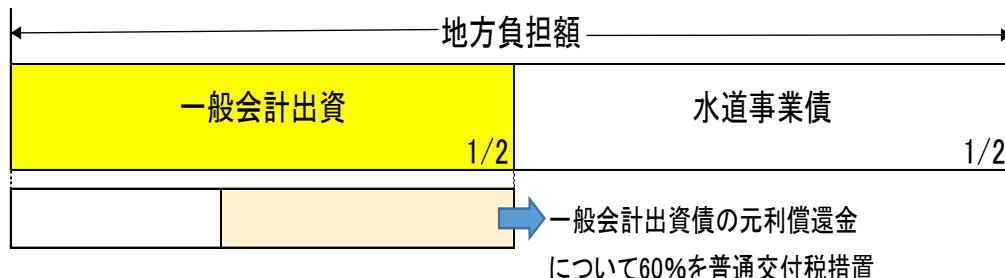
(国庫補助対象事業)



(地方財政措置の対象となる広域化のイメージ図)



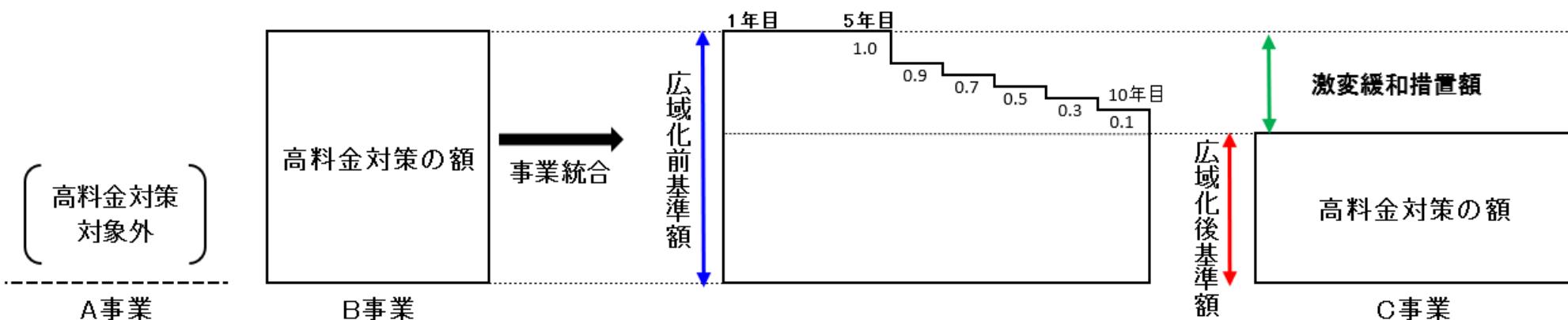
(地方単独事業)



広域化に伴う高料金対策の激変緩和措置（R元年度～）

【地方財政措置の概要】

水道事業が市町村の区域を越えて事業統合を行った場合、統合前の事業に係る高料金対策の措置額が減少または皆減する場合があるため、広域化を推進する観点から、令和元年度以降、市町村の区域を越えて事業統合を行った団体を対象に統合後の高料金対策の額が、統合前の事業がなお統合前の区域をもって存続した場合に算定される額を下回る場合、激変緩和措置として統合前後の差額に対し、統合の翌年度から10年間、地方財政措置を講じるもの。(6年目以降、段階的に縮減)



※毎年度把握する資本費等により算定

[一定率]	1~5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
	1.0	0.9	0.7	0.5	0.3	0.1

1. 開催趣旨

- 人口減少等による料金収入の減少や、施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大、令和6年能登半島地震を踏まえた災害への備えの必要性の増大など、上下水道事業を取り巻く経営環境は厳しさを増している。
- こうした中で、将来にわたって上下水道の住民サービスを持続可能なものとするため、各事業の実情を踏まえ、経営基盤の強化に資する取組等を推進する必要がある。
- このため、総務省自治財政局として、学識経験者や実務経験者、地方自治体職員等により構成する研究会を開催し、上下水道事業をめぐる諸課題について意見を伺うことにより、経営基盤の強化に資する取組など、上下水道事業の持続可能な経営を確保するための方策等について検討を行うため、研究会を開催（令和6年9月～）している。

2. 検討事項

- 能登半島地震における上下水道施設の被災状況や対応を踏まえた上下水道事業の地震対策等のあり方
- 将来にわたって安定的にサービスを提供するための上下水道事業の経営等のあり方 等

3. 主な論点

○組織・体制等に係る検討の視点

- ・ 今後、上下水道事業を持続可能なものとするために、各経営体が自ら実施すべき業務は何か、民間活用が可能な業務は何か。
- ・ 必要な組織・体制はどうあるべきか。

○目指すべき経営体の姿について

- ・ 経営広域化にあたってどのような単位での経営体を目指すべきか。

○都道府県の関与のあり方等について

- ・ 経営広域化等にあたって都道府県はどのように関与していくべきか。
- ・ 経営広域化を具体的にどのように進めていくのが適切か。

○経営基盤の強化のための財政措置のあり方

- ・ R 8 概成を踏まえた、災害対応や老朽化対策、適切な維持管理を推進するための財政措置のあり方。
- ・ 公営企業会計適用の進捗等を踏まえた財政措置のあり方。

- 令和8年4月1日のPFOS・PFOAの水質基準化に伴い、全国の水道事業者等において水質検査が義務化。
- 基準値を超えるPFOS・PFOAが検出された団体において、緊急的・暫定的に実施する応急対策により、一時的に生じる経費に対して地方財政措置を講じる。
- また、制度開始当初、簡易水道事業においては、検査費用の増加に水道経営として直ちに対応することが困難である事業体があることを踏まえ、令和8年度から10年度までの3年間に限り、水質検査に要する経費に対して地方財政措置を講じる。

1. 対象経費

- ①応急対策：PFOS・PFOAの水質基準化後※1、基準値を超えるPFOS・PFOAが検出されたことに伴い、一時的に生じる以下の経費
- ・ 水道事業者等（公営・民営）※2が緊急的・暫定的に実施する水質監視の強化や応急給水のほか、濃度低減対策などに要する掛かり増し経費に対し、一般会計が補助又は水道事業会計に繰出しを行う場合、当該補助又は繰出額
 - ・ 一般会計において実施する住民説明会等に要する経費
- ②水質検査：簡易水道事業者（公営・民営）が最低限※3実施しなければならない水質検査に要する経費に対し、一般会計が補助又は簡易水道事業会計に繰出しを行う場合、当該補助又は繰出額

※1 経過措置として、PFOS・PFOAの水質基準化以前に暫定目標値を超えたことにより、応急対策を実施中の団体において、令和8年度以降に2適用期間の期間内に実施する経費については措置対象とする

※2 専用水道を除く

※3 3ヶ月に1回（簡易水道は条件を満たせば半年に1回または1年に1回）

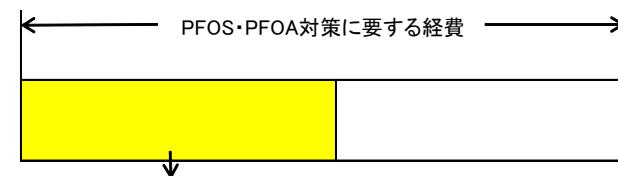
2. 適用期間

- ①応急対策：PFOS・PFOAが基準値を超えて検出された以降3年間※
※除去施設等を整備する場合は施設完成までの間（最長5年間）
- ②水質検査：令和8年度から10年度の3年間

3. 地方財政措置

対象経費の50%に対して特別交付税措置

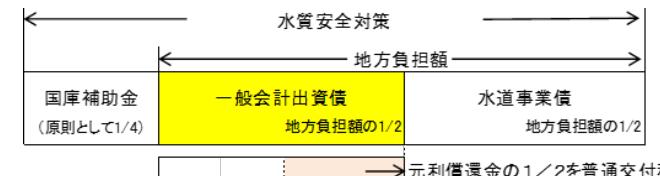
＜地方財政措置のイメージ＞



対象経費の50%を特別交付税措置

（参考）水質安全対策に係る施設整備事業に対する地方財政措置

- 【対象経費】公共用水域の汚濁に起因する物質等を除去するために行う浄水場等の施設整備事業
- 【地方財政措置】対象経費のうち1/2を、一般会計出資債の対象とし、元利償還金の50%を普通交付税措置



テレワークの普及等の影響を受け、コロナ禍前比で1割以上の減収が継続するなど構造的な課題を抱える交通事業について、改定経営戦略等に基づき策定する計画により、適切に経営改善に取り組む団体の資金繰りを円滑にし、経営改善を促進するため、「交通事業債（経営改善推進事業）」を創設する。

【対象事業】

地方財政法に定める資金の不足額が生じている交通事業のうち、経営戦略を改定済※又は改定に着手済の事業

※令和8年度から当該年度前5年度内に経営戦略を改定していることを要件とする予定。

【発行対象】

改定した経営戦略等に基づく経営改善実行計画、収支計画を策定して経営改善に取り組むことを要件とし、その経営改善効果額を限度に、①及び②について発行可能とする。

- ① 資金不足額(流動負債－流動資産)
- ② 経営改善の実施に必要な経費

【経営改善の取組例】

- 運賃料金制度見直し
- 民間バスとの共同経営
- 駅ナカビジネスの拡充

【必要な経費の例】

- プログラム改修
- ICカードシステム負担金
- 調査費用

【経営改善効果額の算定方法】

経営改善の取組毎の「収支改善見込額×効果年数(最大5年分)」の合計額

※ 本交通事業債の発行初年度の前年度における減価償却前経常損益が黒字の事業に限り、活用前年度までに開始した取組も対象とするが、効果年数の算定において、既に経過した年数を控除する。

前年度の減価償却前経常損益が赤字の事業は、当該赤字額に5を乗じた額を合計額から控除する。

【発行期間】 令和6年度～令和8年度

【一般会計繰出】 なし

経営改善効果額 算定例	単年度 効果額(A)	効果継続 年数(B)	経営改善 効果額(A × B)
R6実施：運賃料金制度見直し	3	5	15
R4実施：駅ナカビジネスの拡充	10	3	30
起債限度額			45